

令和5年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年 3月6日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和5年 3月6日(月) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 岡田 智子 議員 2番 牧野 牧子 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長補佐	岸本 則和
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長補佐	前田 和信
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 村 上 克 樹

事務局長補佐 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

承認第 1 号 令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議 第 2 号 隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例

議 第 3 号 隠岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例

議 第 4 号 隠岐の島町個人情報保護法施行条例

議 第 5 号 隠岐の島町個人情報保護審査会条例

議 第 6 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

議 第 7 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

議 第 8 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例

議 第 9 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 10 号 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 11 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

議 第 12 号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議 第 13 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 第 14 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 15 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関す
る条例の一部を改正する条例

議 第 16 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について

議 第 17 号 財産の無償譲渡について

議 第 18 号 損害賠償の額を定め和解することについて

議 第 19 号 指定管理者の指定について〔船原集会所〕

議 第 20 号 令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）

議 第 21 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

議 第 22 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予
算（第3号）

- 議 第 23 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 24 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 25 号 令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議 第 26 号 令和 4 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 27 号 令和 4 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 28 号 令和 4 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 29 号 令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 30 号 令和 5 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 31 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 32 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 33 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 34 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 35 号 令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 36 号 令和 5 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 37 号 令和 5 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 38 号 令和 5 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 39 号 令和 5 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 40 号 令和 5 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 41 号 令和 5 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 42 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計予算
- 議 第 43 号 令和 5 年度隠岐の島町上水道事業会計予算

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 5 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により1番:岡田 智子 議員、
2番:牧野 牧子 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの12日間と決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和4年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2月9日に、「令和4年度第2回全国離島振興市町村議会議長会総会」が開催されました。

当日は、離島振興法の一部を改正する法律の成立について、総則的事項として「都道府県による離島市町村への支援努力義務」が新設されたこと。

離島振興計画に「石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表」が明記されるなど、離島振興計画の記載内容が充実されたこと。

医療、介護、福祉、防災をはじめとする「離島に対する配慮規定」が充実されたことなどの報告がなされました。引き続き、令和4年の会務報告に続き、令和5年の事業計画が、満場の賛同を得て決定いたしました。

2月21日に、「令和4年度島根県町村議会議長会定期総会」が松江市のホテル白鳥で開催され出席いたしました。

主なる内容は、令和4年度補正予算、令和5年度事業計画案及び予算案などについて審議し、また要望決議については、「島根創生の実現を目指す要望」及び「竹島の領土確立等に関する要望」の2件が提案され、いずれも満場の賛同を得て決定いたしました。

また、県内各地域より要望事項が提出され、隠岐地域からは、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療・介護並びに救急患者緊急搬送支援体制の充実強化について」、及び「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の3件の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

なお、今総会において、本町から自治功労者として「全国町村議会議長会長表彰」を前田芳樹議員が受賞されました旨、報告がございました。誠にありがとうございます。

翌22日には、「竹島の日記念式典」が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から私と竹島対策特別委員長が参加いたしました。

午前中には、県議会の竹島議員連盟が主催する「竹島問題を語る国民交流」が、国会議員を含む地方議員や一般参加者の約50名の参加により開催されました。

参加者をグループ分けし、意見を交わしましたが、直接国会議員、県議会議員に思いを伝えることのできる機会とあって、熱心な意見交換となったようでございます。

このような取り組みを続けることが、国を動かす契機になるものと期待するところです。

午後からは、「竹島の日記念式典」「竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」が一般の方を含む約230名の参加により開催されました。

式典では、隠岐漁業協同組合連合会代表理事 濱田利長氏が、そのご功勞に対し、島根県知事から「感謝状」を授与されました。この場をお借りして、濱田氏のご功勞に敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

次に、2月13日の議会運営委員会までに1件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、議員配付とすることといたしましたのでご理解願います。

最後に、議員の派遣について前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

皆さんおはようございます。

令和5年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さの中にも春の気配を感じる今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご
壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和5年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員
各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、令和5年度一般会計及び特別会計の当初予算、令和4年度一般会計及び特別会
計の補正予算、条例の制定及び一部改正など43件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りま
すよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和4年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の主
な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、本年1月14日、長年にわたり隠岐初の幕内力士としてご活躍された「隠岐の海
関」が引退を表明されました。

「隠岐の海関」は隠岐の島町出身力士として、平成22年3月場所で初入幕、平成27年3
月場所には自身最高位となる関脇に昇進されるなど、長年にわたり隠岐初の幕内力士として、
町民に大きな夢と希望を与えていただきました。

2月1日には、引退後初めての帰省に併せ役場にもおいでいただき、今後は親方として、
後進の育成に意欲をもってあたりたいとの力強い言葉をいただいたところであります。

改めまして、これまでのご功績に敬意を表し、感謝申し上げますとともに、今後のご活躍
を心から期待いたします。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念式典参加について、ご報告申し上げま
す。

12月21日及び22日に、内閣府をはじめとする関係機関、島根県選出の国会議員の皆様や
関係する国会議員の皆様に対し要望活動を行ってまいりました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町に国直轄によ
る竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の
早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び、「学校教育における竹島に
関する学習の強化」の5項目を重点に要望いたしました。

11月に予定しておりました要望活動も諸般の事情により12月に変更となり、年末の慌た

だしい中での活動となりましたが、本年度の要望活動を予定通り行うことができました。今回は、島前より「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」副会長の、大江海士町長にもご同行いただき、隠岐一丸となって領有権確立に向けた活動ができたものと信じております。

また、2月22日には「竹島の日」記念式典に出席してまいりました。

午前には、竹島問題を語る国民交流会、午後からは式典の開催と、昨年 비해規模・内容ともに拡充された「竹島の日」となりました。この式典が私共の悲願達成への道づくりの証であるとともに、先人たちの必死の思いを、隠岐の島町から全国へ広げる力添えをお願いいたしました。

遅々として進まない現状に決して挫けることなく、前を向き、進んでいく決意を新たにいたしましたところ。式典の開催にあたり、島根県をはじめ、関係機関の皆様のご尽力に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、出雲空港からのチャーターツアーについて、ご報告申し上げます。

1月14日に、出雲空港から初めてとなるJ-AIRのジェット機を活用した「日帰りチャーターツアー」を実施いたしました。「冬の味覚の王様、隠岐松葉ガニを食す」と題しまして、冬季の誘客対策の一環として「21世紀出雲空港整備利用促進協議会」と「隠岐空港利用促進協議会」との共同企画により実施したものであります。

初めて飛行機で来島されるお客様も多数見受けられ、移動時間の短さに驚きながら「隠岐松葉ガニ」「牛突き」など、本町の個性的な魅力を堪能していただきました。本ツアーには、飯塚出雲市長も62名の一般のお客様と共に来島され、相互の空港を活用した広域連携に向けて、様々な意見交換もさせていただきました。今後も航空機の利用促進による誘客活動を積極的に行い、地域経済の活性化に繋げてまいります。

次に、島根県土木協会・国土交通省幹部との意見交換会について、ご報告申し上げます。

1月19日、東京都千代田区において、島根県土木協会と国土交通省幹部との意見交換会が行われ参加いたしました。

当日は、島根県土木協会会長の楫野大田市長の他、県内の市町村が出席し、国土交通省の水管理・国土保全局長をはじめとする幹部職員と、治水・道路事業を中心に意見交換が行われました。

本町からは、隠岐の観光業にとって重要であります境港へ通ずる境港出雲道路の早期全線開通、また、西郷港周辺整備事業につきまして、国交省のご助言、ご指導をお願いいたしました。

なかでも、西郷港周辺整備事業の「親しみやすいみちづくり」について、高い関心をいただいたところであります。

最後に、都市交流事業について、ご報告申し上げます。

1月20日に、「在^{さいこう}広島根県人会」が3年ぶりに開催され、参加してまいりました。

丸山知事も出席され、会場には出郷者の皆様が一同に集い、久しぶりの再会に会話も弾みました。出郷者の皆様方の、今後益々のご健勝を祈念いたしますとともに、引き続き、故郷発展のためのご支援とご協力をお願いさせていただいたところでございます。

1月21日と22日には、「島根ふるさとフェア」が広島駅南口の地下イベント広場で開催されました。今回はコロナ禍に配慮し出店ブースも制限されましたので、本町からはポスター掲示のPRに留まりましたが、大勢の方々においでいただき、終日賑わっておりました。

また、2月26日には、「空港で結ぶ友好都市提携」を結んでおります、豊中市主催による「隠岐周吉神楽」の公演が、豊中市文化芸術センターで行われ、東郷高倉会・今津神楽保存会の皆様と共に、私も参加してまいりました。

当日は、抽選で選ばれた満員のお客様の前で、東郷神社宮司の分かりやすい演目説明に続き、保存会の皆様の繊細な笛の音と太鼓が奏でる力強さに加え、躍動感あふれる舞が披露され、会場全体が高揚感に満ちあふれていました。

保存会には、大人に混ざって小・中学生や高校生も加わっており、三世代に渡り継承されている、本町の伝統文化の奥深さを感じていただく、大変有意義な場面となりました。また、多くのお客様から「感激しました」「春には隠岐の島に行ってみたいです」という感謝の言葉や、隠岐の島への興味を示される声をいただいたところであります。

これらの都市交流事業が、トップシーズンに向けて観光誘客へのきっかけとなり、さらなる関係人口の拡大に繋がるよう期待したいと思っております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」終わります。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

令和5年第1回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。国内で初めて感染が確認されてから約3年が経過いたしました。

本町におきましても、感染拡大により日常生活、飲食業や観光業をはじめとする島内経済への打撃など、各方面に多大な影響を受けたところであります。

この間、町民の皆様、各事業者の皆様におかれましては、感染予防、感染拡大防止にご理解、ご協力いただいておりますことに、改めまして感謝を申し上げる次第であります。

このような中、先般、国においては、感染症法上の位置付けについて、大型連休明けの5月8日に、現行の「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を決定したところであります。

本町といたしましても、このような国の動向等を常に見据えながら、引き続き、日常生活の安定化と島内経済の立て直しに向け、全力で対応してまいります。

また、物価高騰対策についてであります。昨年勃発したロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常の生活に身近な食料品やエネルギーを中心に、価格上昇が続く事態となっております。

本町におきましても、昨年より適時補正予算を編成し、国の制度等の効果的な活用や本町独自の支援事業を実施するなど、町民の皆様や事業者の方々に対する緊急の支援策を講じ、日常の生活や事業経営への影響が最小限に抑制されるよう取り組んできたところであります。

今後も、エネルギー価格や物価の高止まりが予想されることから、引き続き、国や島根県などの動向に注視しながら、町民の皆様、事業者の皆様にとりまして、その時々々の状況に応じた効果的な支援策を、迅速かつ的確に実施してまいります。

このような状況下にあって、新年度より「新たな離島振興法」が施行されます。

新法におきましては、離島が担う役割として、これまでの領域、排他的経済水域の保全等のほか、新たに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用が追加され、更なる離島振興対策の重要性が示されました。また、振興すべき具体的施策としては、これまでの離島における安全で安心な島民の生活を確保するための規定に加え、高度情報通信ネットワークの充実、多様な再生可能エネルギーの導入促進など、新たな成長戦略に関する項目が明記されており

ます。

本町におきましては、改正離島振興法の趣旨を十分に理解し、厳しい財政状況の中ではございますが、限られた財源を真に必要な事業に重点かつ効果的に配分し、人口減少、少子高齢化、人材確保、新たな雇用創出、定住促進など、課題解決に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、先般、大手企業が発表した、島根県民を対象に『幸福度』を測るアンケート調査を取りまとめた「街の幸福度自治体ランキング」におきまして、松江市や出雲市を抑え、隠岐の島町が県下で1位を獲得いたしました。

私は、これまで、3つの「良かったが響くまち」を目標に掲げ、町民の皆様のニーズに応えられるよう、職員とともに取り組んでまいりましたが、この度の調査におきまして、町民の皆様から一定の評価をいただいたことは、大変嬉しく、そして有難く思っているところです。

同時に、「良かったが響くまち」を感じていただくためには、町民の皆様との信頼関係が基本であり、一人ひとりの皆様のご意見・ご要望に耳を傾け、そこでいただいた内容を町政に活かしていくことの大切さを、改めて感じたところであります。

新年度におきましては、町民の皆様が安心して暮らせる町、住んでよかったと思える町、ふるさととして愛着の持てる町づくりを更に前進させるため、職員とともに、引き続き、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいり所存であります。

それでは、3つの「良かったが響くまち」に向けての新年度の町政運営につきまして、第2次総合振興計画における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上げます。

第一点目は「生まれて良かった」（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育事業など、子育てを各ステージで応援する総合的なサポート対策を展開してまいります。

子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において、妊産婦・乳幼児期等の状況を継続的、また、包括的に把握し、妊娠中の方や、子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し相談支援を行い、切れ目のない支援を一体的に行うことにより、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、保育料、給食費の町独自の軽減策や、中

学校卒業までの医療費の無料化などに引き続き取り組んでまいります。

また、新年度からは、新たに整備しました「子育て交流センター」において、子育て支援センターと放課後児童クラブを運営してまいります。

これらの取り組みを一体的に進めていくことで、町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれて良かった」、そう思っただけの「まち」、また、誰もが安心して子育てができる「まち」を目指してまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についてであります。

本町は、一昨年3月、本町の教育行政を推進するための基本指針となる「第2次隠岐の島町教育大綱」を策定し、その基本目標を『島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる』と掲げました。これを具現化していくために、町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効率的に教育行政を推進してまいります。

特に、社会の急激な変化への対応が予想される今日、未来を担う子どもたち一人ひとりの学力の向上を通して、『生きる力』の育成を図るとともに、本町の豊かな地域資源を活かし、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもたちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。

その実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、引き続き、その体制の構築に努めてまいります。

また、学びを支える基盤となる、ICT教育の環境整備とその利活用を加速させることをはじめ、全ての子どもたちが、伸び伸びと学ぶことのできる安心・安全で魅力ある教育環境の整備や、町民の皆様が、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域の教育環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、近年入学希望者が増加している県立隠岐水産高等学校の島外生を受入れるための「離島留学学生寮」の建設、また、施設が完成するまでの間に生徒たちを受入れる「共同下宿事業」について、目的達成に向け取り組んでまいります。

次に、「文化の保存・継承」についてであります。

本町には、独自の自然、風土により育まれた貴重な文化財が、数多く残されております。これらを適切に保護し、後世に継承していくため、指定文化財の維持管理に対する支援や、伝統文化の継承者への支援を行ってまいります。

また、地域資源としての活用を図るため、指定文化財の説明看板の設置・改修を実施するとともに、文化財への理解や保護意識の醸成を目的とした学習活動の提供を行ってまいります。特に、牛突き習俗につきましては、昨年11月、国や関係機関に対し、重要無形民俗文化

財指定に関する要望活動を行ってまいりました。今後も、牛突き習俗の重要無形民俗文化財指定に向けた取り組みを推進してまいります。

そして、これまでに引き続き、国府尾城跡を含む城山を調査・活用し、町民の皆様にご覧いただくための取り組みや、史跡隠岐国分寺境内の保存活用計画の策定を進めてまいります。

第二点目は「住んで良かった」（町民誰もが活躍するまち）についてでございます。

はじめに、「誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

活気ある地域づくりの実現を目指すため、令和4年度に策定した社会教育基本計画に基づき、社会教育の拠点である公民館を中心に、町民の皆様への学習機会の提供等を行い、自らが主体的に地域課題を見つけ、その解決に向かう人づくりを進めてまいります。特に、公民館につきましては、これまで以上に地域に密着した活動ができるよう組織体制を検討してまいります。

隠岐の島町図書館につきましては、図書館振興計画の基本理念である「町民の暮らしに生きる図書館」を目指して、蔵書の整備、郷土資料の保存公開、利用の啓発等を図ってまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、生涯スポーツ推進計画に基づき、体育協会や競技団体、指導者への支援、スポーツに触れる機会を増やす取組を実施してまいります。屋内温水プールの施設改修をはじめ、社会体育施設の維持管理により、スポーツ環境の整備にも取り組んでまいります。

また、昨年末には2030年に島根県で開催される「第84回国民スポーツ大会」において、本町が相撲競技の開催地となることが正式に決定いたしました。今後、島根県及び島根県相撲連盟等の関係機関と連携し、開催に向けて準備を進めてまいります。

人権を取り巻く状況につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題をはじめ、性的指向を理由とする差別的な取扱いや、インターネット上での誹謗中傷など、様々な事例が後を絶ちません。人権が尊重される地域社会の実現を目指して、人権教育や啓発活動を継続し、一人ひとりの多様性を受け入れ、互いの人権を尊重する人づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、第4次隠岐の島町男女共同参画計画に基づき、男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会を目指し取り組んでまいります。

次に、「医療体制の確保」についてであります。

医療体制につきましては、隠岐圏広域医療を担う隠岐病院と開業医・診療所・訪問看護など、在宅医療との連携を図り、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者や家族の方々に寄り添った、切れ目のないサービスの提供に努めてまいります。

また、高度・専門的な医療サービスを提供する本土医療機関へ、速やかに搬送する体制の強化や通院費助成の検討に取り組んでまいります。

医師招へいにつきましては、島根県や隠岐広域連合と連携を図りながら、医師の確保に努め、地域医療の維持・充実を進めてまいります。

医療従事者の確保につきましては、関係大学などの地域推薦入学制度の活用や、関係機関との連携により、地域医療を目指す看護師などの育成支援を行うとともに、医療系学校の卒業生への働きかけのほか、医療従事者を目指す高校生への積極的な情報発信を図り、人材確保に取り組んでまいります。

診療所につきましては、地域から信頼される「かかりつけ医」としての役割を担いながら、隠岐病院とより一層の連携・協力を図り、円滑な運営を行ってまいります。

中村診療所の機能を持ち合わせた「中出張所等複合新庁舎整備事業」につきましては、既に敷地造成工事に着手しているところであり、新年度も引き続いて、計画的に敷地造成工事及び建築工事を進め、早期の完成を目指してまいります。

歯科診療体制につきましては、西郷地域の歯科診療体制の不足を解消するため、西郷歯科診療所を開設いたします。

医師をはじめとする医療従事者の人材不足が続いている中、限られた医療資源の中で、必要な医療サービスが効率的・継続的、また、一体的に提供できる体制を構築するため、行政が運営しております隠岐病院、町立診療所、町立歯科診療所、訪問看護ステーションを一元化することといたしましたので、令和6年4月の実施に向け準備を進めてまいります。

次に、「町民の健康増進」についてであります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様の健康づくりを支援するとともに、各種健康診断やがん検診、保健指導などの充実を図り、病気の早期発見・治療につなげることで、健康寿命の延伸を推進してまいります。

特に、本町の課題となっています「がん対策・生活習慣病対策」に引き続き重点的に取り組んでまいります。

また、高齢期においても、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、介護予防

を推進するとともに、新年度より、町独自の通所介護サービス確保対策事業により、デイサービスの安定的な提供体制の確保に取り組んでまいります。また、高齢者見守りネットワークの充実など、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場があります「町シルバー人材センター」につきましては、「島根県シルバー人材センター隠岐分室」との連携により、派遣事業を含めた職の開拓に努め、高齢者が就労の機会を得られ、生きがいをもち活動できる組織となるよう支援してまいります。

国民健康保険につきましては、保険税率の改定、保険税の収納率向上、効果的な保健事業などに取り組み、安心して医療を受けられるよう、島根県と連携を図りながら、更なる安定運営を進めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるよう、島根県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な制度運営に努めてまいります。

次に、「福祉環境の充実」についてであります。

医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な地域福祉の充実を図り、地域で支え合う町を目指します。また、成年後見制度利用促進につきましては、権利擁護支援の中核となる機関を設置し取り組んでまいります。

福祉職場の人材確保対策につきましては、町独自の福祉職場処遇改善事業や、新規就労者に対する支援助成金制度などの活用を促し、関係機関、事業所などと連携しながら、重点的に取り組んでまいります。

障がいのある方への支援につきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、主体性が尊重され、住み慣れた環境や家庭において、自立した日常生活や社会参加ができるよう、障がいのある方やご家族を支援する基幹相談支援事業所の体制を強化し、利用者の状況に応じたサービスを総合的に実施してまいります。

生活困窮者への支援につきましては、経済的困窮を理由として、生活保護に至ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、個々の困窮の原因に応じた相談支援に取り組んでまいります。また、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する支援を実施してまいります。

次に、「日常生活の安全確保」についてであります。

隠岐の島町地域防災計画をはじめとする各種計画の見直しが概ね終了しましたので、これらを活用した地区防災訓練や学習会を開催し、防災意識の向上と災害時の被害軽減を目指してまいります。

また、交通事故、犯罪から命や財産を守るため、交通安全、防犯の啓発や施設・設備の充実を図り、関係機関と連携し、町民一人ひとりが助け合いながら、安全で安心な生活が送れるよう取り組んでまいります。

令和3年に発生しました災害につきましては、令和5年度が復旧事業の最終年度となりますので、早期復旧を念頭に置き全力で取り組んでまいります。

また、緊急避難道路の整備及び道路災害防除事業の実施、並びに通学路等の危険木伐採を実施することにより、日常生活の安全確保に努めてまいります。

油槽所大規模改修事業につきましては、多額な事業費を要することから、国に対する要望活動を行い、新たな補助制度により財源の確保が図られたところであります。隠岐島油槽所の安定・効率的な石油製品の供給体制を維持するため、新年度より事業に着手し、令和7年度中の事業完成を目指し取り組んでまいります。

次に、「快適な住環境の整備」についてであります。

上水道事業につきましては、老朽化する施設の改修、更新を計画的に行ってまいります。また、下水道事業につきましては、管路の整備を計画的に行っており、普及率は75%となりましたが、接続率は57%と低迷しており、事業を運営していく上での課題となっているところであります。

このことから、新年度予算には、接続工事の個人負担の一部を支援し、下水道の接続率向上を図るため、新たに「下水道接続工事補助金」を計上しております。

空家対策につきましては、引き続き、危険空家の除却に対する助成を行うとともに、空家バンク制度により、活用できる空家の有効利用を積極的に図ってまいります。また、公営住宅につきましては、住宅の改修を継続して実施するなど、快適な住宅の供給に取り組んでまいります。

港を有する地域にとって、住みやすく、活力のある環境を実現するために、新年度より汐浜港、卯敷港、西村港の改修事業を実施してまいります。

憩いの場である公園につきましては、特色に応じた都市公園の再編として、運動公園に健康・運動機能を、寺の前公園には銚子川とのつながりを活かすための整備を進めてまいります。その他の公園につきましては、安全で安心して利用できるよう適正な管理に努めてまい

ります。

都市計画につきましては、立地適正化計画に定めた持続可能なまちづくりに向けて、都市機能を強化し活力ある都市づくりを推進してまいります。

重要な都市機能の一つである、西郷港周辺の活性化につきましては、本年度、港周辺の5年の整備内容を取りまとめた、「都市再生整備計画」を国に提出いたしました。

新年度から、本計画に基づき、「海とまちをつなぎ、にぎわいのあるまちづくり」に向けて、都市再生の整備事業に着手してまいります。また、このまちづくりの理念である、「世代をつなぐまちづくり」を実現するため、引き続き、子どもたちとの「まちづくり授業」や活動を行うとともに、町民の皆様のご意見をいただきながら、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、「地域コミュニティの育成」についてであります。

自治会をはじめとする地域コミュニティは、防犯活動、地域文化の継承など、地域住民が助け合って生活を営む上での基盤となる組織であります。引き続き「集落地域活性化補助金」及び「まちづくり事業補助金」により、地域の自主的な取り組みに対し、支援を行ってまいります。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所等につきましては、「コミュニティ施設等整備補助金」により、施設の適正な維持管理に支援を行ってまいります。

各支所及び出張所管内におきましては、引き続き「地域活性化事業費」を確保し、地域の独自性を発揮した、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

次に、「島内交通環境の整備」についてであります。

道路インフラにつきましては、町民の皆様の安全・安心を基本とし、計画的な整備に取り組んでまいります。また、橋梁・トンネル等の道路構造物の適切な維持管理を実施することにより、スムーズな島内移動の環境を整えてまいります。

国道及び県道の整備につきましても、引き続き、関係機関への要望活動を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少やマイカーの普及を背景に、利用者の減少が続いております。しかしながら、高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとって、公共交通サービスを維持していくことは、暮らしやすいまちづくりを実現する上で、不可欠な事業であります。

新年度では、本町の中心部を運行する循環線の路線の見直しを行います。見直しにあたり

ましては、乗り換え・乗り継ぎの拠点エリアとなる隠岐病院と役場本庁舎を結ぶなど、利用者の皆様のニーズを考慮したダイヤ及びルートを検討してまいります。

次に、「UI ターン対策と関係人口の創出」についてであります。

コロナ禍の影響によるライフスタイルやビジネススタイルの変容により、東京の一極集中が緩和する傾向にありましたが、行動制限がなくなった今日では、以前のように東京一極集中に戻りつつあります。

このような状況におきまして、昨年末、全国的な地方への分散につなげる「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに令和5年度を初年度とする5か年の総合戦略とするもので、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指していくものであります。

本町におきましても、このような国の動きに遅れることなく、他の地域から人の流れを呼び込むために、引き続き地域おこし協力隊OBを中心とした、移住定住の相談体制の強化を図ってまいります。また、「UI ターン支援制度」はもとより、「雇用」、「住まい」、「起業支援」、「子育て支援」などの幅広い情報を発信することで、更なるUI ターンの促進に取り組んでまいります。あわせて、新年度ではUI ターン者への助成事業として、自宅改修補助金を拡充するほか、「転職なき移住」を促進するため、光ファイバー引込みに係る補助金を新設いたします。

また、関係人口は、人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手不足に直面している地方圏を活性化する存在として期待されています。新年度では、島留学を通じた関係人口の拡大や、本町を応援してくださる方々による、ふるさと納税の拡大など、本町の地域課題の解決に向けた活動を行ってまいります。

次に、「産業の活性化と承継」についてであります。

本町の基幹的な産業である農林水産業につきましても、担い手確保に向け、省力化、品質、生産性の向上などが見込まれるICTの活用を推進し、持続可能な農林水産業への転換を図ってまいります。また、昨年からの世界的な物価高騰による農林水産業への影響については、情勢を見極め必要に応じて対策を講じてまいります。

農業では、主たる作物である主食用米の価格はコロナ禍以前まで回復しておらず、農業経営を圧迫している状況にありますので、水田園芸などの高収益作物への転換をより一層推進し、経営環境の改善を図ってまいります。

担い手対策としては、担い手農家の育成、経営規模の拡大に対する支援、リースハウス制度による施設整備資金の負担軽減などの就農支援を行い、担い手の確保に努めてまいります。また、農作業の省力化を進めていくため、新年度から、町農業公社やJAしまねと連携し、水稻のドローンによる直播き栽培での実証試験を実施いたします。

畜産業では、計画的な公共牧野の造成、再整備による低コスト生産化、若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進し、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。また、一昨年からはじめております産地創生事業での繁殖素牛の産地化、GPS を活用した放牧監視システムによる作業の省力化につきましても、引き続き取り組んでまいります。

林業では、社会情勢の変化による国産木材の需要の高まりや、環境面から循環型林業を進める必要があり、木材生産量を増加させるための生産体制の効率化を進めてまいります。また、近年、前年度比10%を超える伸びを見せております町産木材の島外出荷につきましても、更なる拡大に向け精力的に取り組んでまいります。

水産業では、昨年度から実施しております沿岸漁業者育成支援制度を継続し、新規漁業就業者の育成及び支援に取り組むとともに、種苗放流事業の実施により、水産資源の安定と増大を図り、本町の水産業活性化に向けた取り組みを実施してまいります。また、廃棄が必要な漁網、FRP 漁船の処分に係る海上輸送費を支援し、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

次に、商工業につきましては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会や金融機関との連携により、魅力ある店舗づくりや起業、創業を促すために、有人国境離島施策のほか、国のあらゆる制度の積極的な活用や、本町独自のきめ細やかな支援策を講じ、地域経済を支える事業者の方々を後押ししてまいります。

特に、喫緊の課題となっています、慢性的な人手不足への対応につきましては、「特定地域づくり事業協同組合」の活動を活発化させ、若年者やUI ターン者の町内就業を促し、地域産業の担い手確保に向けて積極的に取り組んでまいります。また、刻々と状況が変化し、いまだ、明確な終息の状況が見えない新型コロナウイルスの影響による事業継続、雇用維持に対する支援につきましても、町内情勢を常に把握し手遅れにならないよう、必要に応じて対策を講じてまいります。

次に、「島内流通の活性化」についてであります。

地産地消の取組につきましては、リースハウスを活用した野菜類の島前地区への出荷を始め、出荷量、品目ともに、少しずつ拡大しておりますが、安定的な生産量確保のため

の栽培技術の向上が課題となっております。引き続き、栽培技術の指導や、生産者のすそ野を広げるための野菜作り講座、ミニリースハウスでの試験栽培等、町内産野菜の流通体制整備について、島根県やJAしまねと連携して取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞しております、町内の経済循環の活性化につきましては、常に、消費者や事業者の動向に注視し、商工会や金融機関と連携しながら、必要に応じて消費喚起対策に取り組んでまいります。

次に、「資源が循環する島づくり」についてであります。

全国的にカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが行われている中で、改正離島振興法でも「離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加されたところでもあります。

本町といたしましても、森林資源の循環にもつながる木質ペレットの利活用を図るため、昨年6月に「再生可能エネルギーの推進に関する包括協定」を締結した民間事業者と連携し、バイオマス発電事業の具現化に向けた取り組みを積極的に展開してまいります。

また、再生可能エネルギー・省エネルギー施策につきましては、まず、町民の皆様には理解を深めていただくことが重要でありますので、より一層の意識啓発活動に取り組んでまいります。

ごみの減量化・再資源化につきましては、一般廃棄物処理基本計画における減量目標を達成するため、新年度から「指定ごみ袋制度の導入」や「ごみ分別区分の変更」を実施いたします。

あわせて、町民の皆様や事業者の皆様^{スリーアール}の3R^{スリーアール}定着に向け、周知啓発に努めてまいりますとともに、子どもたちが3R^{スリーアール}に関する知識を習得するための副読本の作成・活用による環境教育の充実や、拠点回収施設を整備し、資源の再利用を推進する仕組みづくりに取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設整備につきましては、本年2月に島後清掃センター基幹的設備改良工事が完成したところでもあります。新年度からは、長期包括運営委託により施設の管理を民間事業所へ移行し、適正かつ安定的にごみ処理を実施してまいります。

また、今津地内に設置しております最終処分場についてであります。通常のごみに加え、海岸漂着ごみ及び災害廃棄物等の埋立処理によりまして、残余容量が逼迫^{ひっばく}していることから、新年度より、次期最終処分場の整備について検討を進めてまいります。

次に、「自然環境の保全」についてであります。

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」として認定された自然環境の保全を図るとともに、町民の皆様一人ひとりに環境への意識を高めていただくため、「隠岐ジオパーク推進機構」と連携し、様々な機会を通して啓発活動を行いながら、海岸漂着ごみ対策や特定外来生物駆除対策など、自然環境の保護へ向けた取り組みを進めてまいります。

第三点目は「訪れて良かった」（思い出を持ち帰れるまち）についてでございます。

はじめに、「離島交通の充実」についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備に努めてまいります。

有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々や物資輸送、車両航送料金等に対しても運賃低廉化事業が適用されるよう、島根県や他の離島地域などとともに、国への要望活動を展開してまいります。また、フェリーしらしま後継船の令和6年度発注に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

航空路の利用促進につきましては、大阪便及び出雲便ともに、生活路線として、また、経済を支える路線として、年間を通じて快適で安定した航空路線の維持に取り組んでまいります。

加えて、将来を見据えた更なる利便性の向上を実現するため、大阪便につきましては、夏季繁忙期の複便化、また、出雲便につきましては、通年における複便化に向けて、島根県とも連携し、航空事業者に対して積極的に働きかけてまいります。

また、好調に実績を伸ばしています航空事業者によるチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多数のお客様にお越しいただき、大きな経済効果を生んでおります。

今後も引き続き「隠岐空港利用促進協議会」を中心として、島根県をはじめ関係団体との連携を図りながら、定期航空路の充実及びチャーター便の運航による誘客の拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、「魅力ある観光地づくり」についてであります。

コロナ禍にありながら、宿泊業・飲食業の皆様をはじめとする関係者の方々のご尽力によりまして、島内経済も回復の兆しが見えはじめてまいりました。本町におきましても、観光シーズンの幕開けとなる島まつり行事を皮切りに、「第16回隠岐の島ウルトラマラソン」や「牛突き」、また、四季を通じて「旬の食」を楽しんでいただくなど、独自の歴史や個性的な文化を観光素材として活かしながら、最大の魅力である人との交流を効果的に関連づけ、関係人口を拡大し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、昨年4月に発足しました「隠岐ジオパーク推進機構」を中心として、隠岐諸島全体の窓口を一本化し、「旅行代理店等への依存から地域主導」に転換し、「おき得乗船券」などと組み合わせた、より効果的な誘客促進に取り組んでまいります。

町内の受け入れ態勢についてであります。宿泊施設の老朽化に伴う改修には、観光庁の「地域一体となった観光地の再生・観光サービス高付加価値化事業」なども活用し、民間活力との連携により活発に事業展開できるよう取り組んでまいります。また、幅広い世代のお客様に、本町らしい質の高いサービスが継続して提供できるよう、官民が連携して進めてまいります。

最後に、この他重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「竹島の領有権確立」についてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信を目的として、「領土・主権展示館」での資料展示や調査事業など、本格的な取り組みが進められております。

本町におきましても、国の資料展示や調査事業に協力し、島根県などと合同で竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

また、町民の皆様の竹島問題に対する関心が薄れないよう、地区学習会の開催や、竹島資料収集施設の展示資料の充実に取り組むなど、意識啓発に向けた事業を積極的に展開してまいります。

今後、竹島の領有権の早期確立に向けた取り組みを進めていくために、町議会、島根県、竹島領土権確立隠岐期成同盟会などと連携し、国や関係機関に対し、その責務において、「竹島漁撈歴史記念館（仮称）」の建設や、隠岐島周辺海域の保安体制の充実強化を強く訴えてまいります。

次に、「協働によるまちづくり」についてであります。

近年の少子・高齢化や人口減少をはじめとする地域課題を解決していくためには、町民の皆様一人ひとりと行政が信頼できる関係を築き、お互いが協力してまちづくりを進めていくことが益々重要となっています。

今後、自治会や各種団体などと広範囲に連携し、それぞれの長所を活かした協働事業を推進していくために、まちづくりに参加する多様な担い手の育成や、地域活動団体等の主体的な取り組みを支援するなど、多様化する地域や社会の課題に柔軟に対応してまいります。

あわせて、多くの町民の皆様方にまちづくりへ参加していただけるよう、積極的かつ

効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、「時代にあった行政サービスの提供」についてであります。

限られた財源の中で、多様化する行政課題や住民ニーズに対応していくためには、従来の組織機構や事務事業の見直し、職員の育成などに加え、DX(デジタルトランスフォーメーション)の積極的な取り組みが必要となっています。

本町といたしましても、国が示す標準化システムへの移行や行政手続のオンライン化はもとより、今後、デジタル技術を広く活用することで、町民の皆様の利便性向上や、職員の業務改善を更に進めてまいります。

最後に、「財政の健全化」についてであります。

本町の財政運営につきましては、財政需要に対する収支の均衡を図るため、歳入不足を基金の取り崩しにより対応している状況が続いております。

財政の健全度を示す健全化判断比率につきましては、国が示す基準を下回る数値となっているものの、町の重点施策の取り組みに充てた地方債の償還が本格的に始まり、今後しばらくは比率が上昇する見込みであります。

限られた財源を、必要な分野に重点的かつ効率的に配分し、山積する諸課題に取り組むとともに、徹底したコスト意識を持った予算の編成と執行により、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります。

新年度予算におきましては、一般会計の予算総額を本年度と比較しますと、12億4,000万円、6.9%の減額となる168億円の編成としたところでございます。

運賃低廉化事業をはじめとする「有人国境離島特措法」に基づく各種事業、中出張所等複合新庁舎整備事業、隠岐島油槽所大規模改修事業のほか、西郷港周辺を中心とする都市再生整備事業など、「第2次総合振興計画」に沿った重点施策を推進するとともに、離島留学学生寮整備事業及び共同下宿運営事業など、ソフト面・ハード面を意識した予算編成としております。

自主財源の柱である町税等の収納率の向上につきましては、期限内に納付をされている皆様の信頼と、税等の負担の公平性を確保するために、関係法令や本町で定めております債権管理条例等に基づき、適正な管理を行い、悪質な滞納者に対しては財産差押えを行うなど、厳正に取り組んでまいります。

また、島根県との相互併任制度を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の強化を図るとともに、滞納整理の専門性や意識を高める研修を充実し、人材育成にも引き続き

力を入れてまいります。

町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもった施設の適正量の検討や、長寿命化などを計画的に進めるとともに、町内にある遊休施設の有効な利用促進を図るための、調査研究を行ってまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしく願申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、11時10分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時53分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時10分）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第1号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から議第43号「令和5年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの43件を一括して上程いたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました43件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号につきましては、「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」に関する議案でありまして、去る2月1日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は4,500万円の追加でありまして、補正後の予算額を194億4,630

万8,000円といたしました。

補正の内容は、1月下旬の降雪に伴う除雪費用を追加しております。

財源につきましては、財政調整基金であります。

続きまして、議第2号から議第15号までの14件につきましては、条例の廃止、制定及び一部改正に関する議案であります。

まず、議第2号の「隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」並びに議第3号の「隠岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例」についてであります。農業用堆肥の生産施設として整備された隠岐有機センターにつきまして、利用がない状態が続いており、今後の利用も見込まれないため、廃止し、共同利用牛舎として有効活用を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第4号の「隠岐の島町個人情報保護法施行条例」、議第5号の「隠岐の島町個人情報保護審査会条例」及び議第6号の「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されるため、新たな条例を制定いたしますとともに、関係する条例につきまして、一括で所要の改正を行うものであります。

次に、議第7号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。隠岐の島町特別職報酬等審議会の答申により、期末手当月数を引き上げるものであります。

次に、議第8号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。隠岐の島町特別職報酬等審議会の答申により給料、期末手当月数及び役職加算率を引き上げるものであります。

次に、議第9号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例」の改正に伴い、職員についても同様に賞与に係る役職加算率を引き上げるものであります。

次に、議第10号「隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。総合体育館の照明改修に伴い、アリーナの利用率を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第11号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。耐用年数を超過した既存の公営住宅につきまして、その用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてですが、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額及び低所得者に係る保険税の軽減判定基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 14 号「隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてですが、運動公園の再編に伴い、整備した施設の名称の変更及び、ナイター照明の改修に伴う有料施設の使用料を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、子ども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法令の改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 16 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ですが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、隠岐の島町辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

追加する事業は、西郷 88 号線改良事業ほか 19 件であります。

次に、議第 17 号の「財産の無償譲渡について」ですが、総務省が定めた「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」に基づき、町民への継続的かつ安定的な光通信サービスの提供を行うとともに、今後の設備の維持管理、設備更新に係る財政的・人的負担の軽減を図るため、隠岐の島町が整備した光通信設備を、西日本電信電話株式会社 島根支店に無償譲渡したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 18 号の「損害賠償の額を定め和解することについて」ですが、令和 2 年 8 月 7 日に発生した豪雨により、西郷中学校校庭の法面が崩壊し、旧船原集会所に土砂が流入したことで損壊した備品類の所有者に対して、損害賠償の額を定め和解する必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 19 号の「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」についてであります。隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により栄町 2 区町内会を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 20 号から議第 29 号までの 10 件につきましては、令和 4 年度隠岐の島町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 20 号の「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は 1 億 3,820 万 5,000 円の減額でありまして、補正後の予算総額を 193 億 810 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、出産・子育て応援交付金事業、隠岐町村会負担金など増額となったものもございますが、新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業、隠岐広域連合負担金、特別会計への繰出金の減額をはじめ、全体では各事業費の確定及び実績見込みにより減額補正となったところであります。

また、繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費補正」のとおり、「光ファイバー通信施設管理運営事業」から、「河川災害復旧事業（過年単独）」までの 19 件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、計上しております。

併せまして、「第 3 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 21 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,029 万 3,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 20 億 1,334 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、国保標準システム導入経費及び基金積立金の減額、保険給付費及び診療所繰出金等の増額であります。

次に、議第 22 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 7,010 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 7,065 万円とするものであります。

補正の主な内容は、中出張所等複合新庁舎整備事業負担金、新型コロナウイルス感染症対策事業費委託金の増額及び、国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源の組替えであります。

併せまして、「第 2 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 23 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の予算額を 1 億 2,679 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種受託料の増額及び、国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源の組替えであります。

次に、議第 24 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 240 万円の減額でありまして、補正後の予算額を 1 億 1,822 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、実績見込みによる医療機器借上料及び医薬材料費の減額であります。

併せまして、「第 2 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 25 号の「令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」についてであります。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の予算額を 16 億 3,305 万 2,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、財源の組替えであります。

繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費」のとおり、公共下水道施設管理事業におきまして、繰越額を増額する必要が生じました。また、汚水処理施設整備事業、中村漁港漁業集落排水整備事業及び五箇地区公共下水道施設整備事業におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、計上しております。

併せまして、「第 3 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 26 号の「令和 4 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 100 万円の減額でありまして、補正後の予算額を 2,160 万円とするものであります。

補正の内容は、駐車場整備基金積立金を減額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、駐車場使用料を実績見込みにより減額するものであります。

併せまして、駐車場整備基金から繰り入れを行っております。

次に、議第 27 号の「令和 4 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 100 万円の減額でありまして、補正後の予算額を 4,250 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、実績見込みによる医薬材料費の減額であります。

次に、議第 28 号の「令和 4 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 64 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 965 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、前年度のへき地診療対策費補助金返還による増額であります。

次に、議第 29 号の「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 3 号)」についてであります。収益的支出において 400 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 5 億 7,493 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、当初予算に対し建設改良費などが減少したことによる消費税及び地方消費税の納付額の増額であります。

続きまして、議第 30 号から議第 43 号までの 14 件につきましては、一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の令和 5 年度当初予算に関する議案であります。

まず、議第 30 号の「令和 5 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、限られた財源を、重点的かつ効率的に配分し、山積する諸課題に取り組むとともに、徹底したコスト意識を持った予算の編成と執行により、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります。

新年度予算におきましては、一般会計の予算総額を本年度と比較しますと、12 億 4,000 万円、6.9%の減となる 168 億円としたところであります。

歳出予算の概要であります。航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする、有人国境離島特措法に基づく各種事業、中出張所等複合新庁舎整備事業、隠岐島油槽所大規模改修事業のほか、西郷港周辺を中心とする都市再生整備事業など、計画に沿った重点施策を推進するとともに、離島留学学生寮整備事業及び共同下宿運営事業などソフト面・ハード面を意識した予算を計上しております。

続きまして歳入予算の概要であります。町税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税は増額、たばこ税は減額とし、税込全体では 1.0%の増額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせ、前年度比 2.1%の増額を見込み計上しております。

また、財源不足への対応として、財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

「第 2 表債務負担行為」につきましては、複数年の工期となる事業について債務負担の期間、限度額を定めるものであります。

「第3表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。そのほか、一時借入金の借入最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第31号の「令和5年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億1,150万円としております。

予算総額は、前年度比で3.0%の減となっております。この主な要因は、保険給付費及び県への納付金の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰入金等であります。

歳入予算では、保険税、県支出金、繰入金等を計上しております。

次に、議第32号の「令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億8,340万円としております。

予算総額は、前年度比で84.1%の増となっております。この主な要因は、中出張所等複合新庁舎整備事業負担金の増によるものであります。

その他の歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第33号の「令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億3,560万円としております。

予算総額は、前年度比で9.1%の増となっております。この主な要因は、人件費の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第34号の「令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,250万円としており

ます。

予算総額は、前年度比で 8.0%の減となっております。この主な要因は、人件費、医薬材料費、医療機器購入費の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 35 号の「令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 19 億 9,100 万円としております。

予算総額は、前年度比で 26.3%の増となっております。この主な要因は、西郷地区の東町ポンプ場建設工事、中村地区の処理場建設による施設整備費の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、18 箇所の集合処理施設と個別処理施設である浄化槽 187 基の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区、五箇地区及び中村地区の管路布設工事費のほか、西郷地区の東町ポンプ場建設工事、中村地区の処理場建設工事費を計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を計上しております。

「第2表債務負担行為」につきましては、東町ポンプ場建設工事の債務負担の限度額を定めるものであります。

「第3表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 36 号の「令和 5 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,540 万円としております。

予算総額は、前年度比で 12.4%の増となっております。この主な要因は、消費税を納める義務が生じたことによるものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。

歳入予算では、使用料及び駐車場整備基金繰入金を計上しております。

次に、議第 37 号の「令和 5 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,410 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4%の減となっております。この主な要因は、人件費の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 38 号の「令和 5 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,800 万円としております。

予算総額は、前年度比で 11.6%の減となっております。この主な要因は、医療用機器購入費、医薬材料費の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等があります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

「第 2 表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 39 号の「令和 5 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 890 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.7%の増となっております。この主な要因は、事務機器等借上料の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等があります。

歳入予算では、診療収入、県補助金及び繰入金を計上しております。

次に、議第 40 号の「令和 5 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 40 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第 41 号の「令和 5 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 3,360 万円としております。

予算総額は、前年度比で 2.9%の増となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費等があります。

歳入予算では、保険料、繰入金、保健事業受託費等を計上しております。

次に、議第 42 号の「令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5,880 万円としており

ます。

歳出予算では、医師の person 費負担金、職員の person 費、施設運営費、医薬材料費等を計上しております。

歳入予算では、診療収入、繰入金等を計上しております。

次に、議第 43 号の「令和 5 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります、第 2 条におきまして企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 6 億 9,266 万 3,000 円と、それに対応する費用 6 億 3,194 万 5,000 円を計上しております。

第 4 条では、設備更新等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など 5 億 4,538 万 6,000 円を計上しております。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第 7 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業としては、布施浄水場設備更新工事、下水道整備や道路改良工事に伴う支障移転工事のほか、水道料金システムカスタマイズ業務及びハンディターミナル導入業務を計上しております。

以上、43 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11 時 46 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11 時 46 分 ）

補正予算案の詳細説明の途中であります、ただ今から、昼食休憩といたします。

午後の開始時間は、13 時 30 分といたします。

（ 全員協議会休憩宣告 12 時 13 分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、全員協議会を再開します。

（ 全員協議会再開宣告 13時30分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 13時43分 ）

（ 本会議再開宣告 13時43分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の承認第1号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」及び議第20号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」から議第29号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの補正予算関係11件について、質疑を行います。

はじめに、承認第1号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」を行います。

「予算説明資料No.5」の4ページから行います。

それでは4ページ、5ページ質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第20号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」について行います。

「予算説明資料No.5-1」です

「歳入」から始めます。

○7番（村上謙武）

歳出予算については、詳しい説明があったのですが、この歳入予算を見ていて資料No.5-1の「令和4年度一般会計(3月)補正予算（第7号）の概要」の3ページ下から3段目の現年課税分（町民税：個人）2億1,900万円という金額になっている。これは間違いかなと思って、その辺どうですか。これは表記の間違いですか。

○番外（副町長大庭孝久）

申し訳ありません。議員のご指摘とおりに数値誤りでございます。5ページをご覧くださいますと、現年課税分（町民税）が2,140万円でございますので間違っておりますので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

○7番（村上謙武）

同じく歳入予算で、9 ページ諸収入の所で、保健衛生費雑入というところで「隠岐広域連合返納金（隠岐病院事業分）」として2億1,875万円と大きな金額が出ているが、返納金が発生した理由について詳しく説明していただければと思っています。

○番外（財政課長 石田寛弥）

令和3年度の隠岐広域連合病院事業に対する精算の返納金の金額でございます。病院事業等に関しましては、事業終了後、毎年こういったかたちで、精算というかたちで返納金が生じているところでございます。2億1,000万円という非常に大きな金額ではありますが、昨今のコロナ等の影響等で広域連合の方にも国を通じて、大きなコロナ対策のお金が入ってきているところでございます。当初想定しなかった金額等が入った影響により、本町が令和3年度に負担した「負担金」の額が精算によって返納されるというところ。新たな財源が隠岐広域連合のほうで確保できたというところで、こういった精算が生じているところですので、ご理解をお願いいたします。

○7番（村上謙武）

こういった補正予算の説明を聞いていて、資料No.5-1の説明資料、各特別会計の説明があったのですが、その中で歳入のところ、結局、歳入がいくらになったかという歳入予算の計が載ってないものですから。予算資料No.4-1を見れば確認できるんですけど、ご存じのように我々はタブレットで説明を聞いております。各特別会計で歳入の提示があるが、最後に予算額がいくらかを資料No.4-1をみて確認するという。ちょっと煩わしい感じで、分かり難いところがありますので、資料No.5-1の「歳入」のところに最終的に予算額を載せていただくと非常に有難いという風に感じております。

もう一点、町長から説明のありました定例会議案の43ページ、ここに追加で「繰越明許費」の補正の説明がありました。今年度19件あるのですが、ここにも合計額が載ってないということで非常に。各事業の「繰越明許費」の補正額は分かるのですが、全体で「繰越明許費」、本年度いくらになったのかというのがこれでは分からない。

こういったところも合計の金額をきちんと提示していただくと、我々にとっても非常によいと思います。

○議長（池田信博）

ただ今の件について、後刻協議していただきますので、よろしく願いいたします。

他に、ございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、「歳出」11ページからから順次始めます。

11ページ、質疑ありませんか。

(「なし」の声を確認)

12ページ、質疑はございませんか。

○14番 (高 宮 陽 一)

「UI ターン支援事業」について、協力隊起業支援金で協力隊の起業がいなかったということで減額ですが、この地域おこし協力隊の部分については、地域の活性化、あるいはそういったことを調査、研究する中で最終的には定住とか、起業していただくというのが大きい目的である訳ですが、残念ながらそういった希望者がいなかったというところですが。現状問題として、どういうことがあったでしょうか。

いろいろ話しの中で、まあ難しかったということかも知れませんが、そこら辺りを少し説明いただければと思います。

○番外 (地域振興課長 宇 野 慎 一)

まず、500万円あがっております内訳につきましては、令和3年度に卒業した者の支援金が2名分、令和4年度この3月末をもって卒業する者の支援金が3名分、当初予算で計上しておりました。

国におきましては卒業の年、3年目、もしくは卒業して次の年に使える要綱で、当初「支援金要綱」が定められておりましたが、現在のコロナ禍によりまして起業のタイミングが非常に難しくなるということもございまして、卒業後2年目までこの支援金が見込める制度となっております。

ここであげた5名分につきましては、令和4年度の使用の見込みは無くなったところではございますが、併せまして、まだ皆さん、起業という目標を持たれています。令和5年度の当初予算に計上しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○9番 (西 尾 幸 太 郎)

地域コミュニティ推進事業の「集落地域活性化補助金」の件ですが、毎年使われない地区があるのは分かっているのですが、現状、使われていない地区はどういう状況なのか説明をしていただければと思います。

○番外 (地域振興課長 宇 野 慎 一)

年に1回、地区の代表の方にお集まりいただきまして、この制度でございますとか、他の

コミュニティ支援制度のほうご説明をしておりますが、昨年来、その前からどうしても3地区ほどご利用いただけない地区がございます。代表の方ともお話しをさせていただきましたが、なかなか地区のコミュニティそのものが今ちょっと成り立っていないということで、使わない、使えないという状況にあるというご説明をいただいたところであります。

私どもとしましては、折角の制度でございます。地区の様々な助け合いの基盤となるコミュニティでございますので、引き続き地区の代表の方にご利用の呼びかけをしていきたいと思っております。以上です。

○9番（西尾 幸太郎）

この制度ができてから何年も経っています。地区状況は変わってきているとは思いますが、新年度以降いろんな検討がされるのではと思うのですが、使っていない地区が、ある程度柔軟に使えるような制度の見直しなども必要になってくるのかなという風にも思っていますので、単に毎年減額補正してそれで終わりという風な話にはせずに、しっかりと地区の状況をつぶさに見ていただいて、使いやすい制度の設計をすべきかと思うのですが、その辺りの、今考え方みたいなことがあれば聞かせてもらっていいですか。

○番外（地域振興課長 宇野 慎一）

この補助金、実はもっと使いたいという地区もたくさんございます。ただ、ある程度の上限を定めておかなければ、町の予算がいくらあれば足りるのかというところもございまして、現状、上限額を定めております。余った物をそちらの方に回すというのが、この95団体の中での配分で多少難しいところはございますが、本日いただいたご意見、一旦持ち帰りまして検討はさせていただきます。

○議長（池田 信博）

他に、ございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、13 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

14 ページ、15 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

16 ページ、17 ページ、質疑はございませんか。

○15番（米澤 壽重）

16 ページの「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」ですが、対象が100世帯から206

世帯と2倍以上に増えている訳ですが、その理由の説明をお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

ご説明いたします。本年度の事業の開始にあたりまして、国からの対象世帯とする基準等の通知が事業直前までになっておりました。コロナ禍で昨年度も事業を実施しておりますが、大きく違う点が、令和3年度に同給付金を受けた世帯は対象外とする旨でございました。このため、本来であれば税務データを基に住民税非課税世帯の数を積算したいところではございますが、予算編成過程のタイミングにおいては令和4年度の税情報、住民税の確定が出来ておりませんでしたので推測することが出来ませんでした。

このため、税務当局とも若干相談させていただいて100世帯程度と見込まれるという風に一時判断し、計上したところでございます。以上でございます。

○議長（ 池田信博 ）

他に、ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、18ページ、19ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

20ページ、21ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

22ページ、23ページ、質疑はございませんか。

○13番（ 石田茂春 ）

23ページの「地域商業等支援事業費補助金返還金」28万7,000円ですか。資料No3の67ページを見ると「廃止したため」と理由が記載されているが、これは後継者がいないために廃止するということですかね。

○番外（ 商工観光課長 鳥井 登 ）

これは若い方が起業創業をチャレンジされました。その折に、改修費等空き店舗を利用してお店をやろうとされました。その時に改修費に充当された補助金があったので、その分であるのですが。飲食店の方を頑張ってやったのですけれども、計画のとおり売り上げ等々が伸びずに、商工会の経営指導員、また融資も受けておられましたので金融機関、我々も時にはご相談に乗りながら「何とか、頑張りましょう」ということでおったんですが、思うようにならないということから、この度、店舗のほうのお店を閉めるということとなったものであります。

○13番（石田茂春）

課長というか、最高責任者の町長にちょっと小言を言いたい。

これは当初、港周辺活性化事業か、今言われた起業誘致か？一般財源で確か100万円ぐらい出したと思うのです。その時、色々議論があったと思うのですわ。どうして、開業するのに100万円出さないといけないかと。その後、コロナ対策で、継続支援で何十万か何百万か出したと思うが、その分のお金というのは、今回は補助金要綱では返さなくていいという風に判断していいですか。

○番外（町長池田高世偉）

私の方にご指摘がありましたのでお答えいたします。この起業者は、コロナ対策の支援金は交付しておりません。今回、残念ながら一旦廃止となったのは、コロナ禍ということもですが、若い人を対象にしたお店だったことにより、お客の集客ができなかったということで、本人も残念ながら一旦は引くということですので、この支援金だけの精算でお返ししてくださいということです。

○13番（石田茂春）

私の勘違いかも知れませんが、100万円の支援というのは、この100万円の内の28万円を返すということで理解していいですね。

今、町長、集客ができなかったと、これ当初から議論あったと思います。土日営業して普段の日は休み、どうして収益が上がる。普通考えてみてください。私はそうだと思います、そういうところじゃなかったですか。違っていたらごめんなさい。

○番外（商工観光課長鳥井登）

ひとつ確認といえますか、この事業者の方は中町の「ホテル島」に比較的近い近所で、空き店舗を活用されて始められた方でございます。ちょっと違っていましたらあれですが確認ですが、先ほど西郷港周辺というお言葉が出たものですから、もしかしたら違う方と思っていらっしゃるのでは思いましたので、その確認でございます。

○13番（石田茂春）

よく分かりました。

次に、「新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業」でマイナス5,000万円ですが、これは宿泊・飲食と色々ありますが、これは儲かったから申請しなかったということですか。

それとも、当初の見積もりが甘かったということ、どちらですかね。

○番外（商工観光課長鳥井登）

当初は、その前に実施しました「給付金」「交付金」等の実績を踏まえて件数等は、当初あげておりました。実際業務をやってみますと、そこまでの事ではなかったということでございまして、資料No.3の68ページにある表が実績であったということでもあります。ちょうど、旅行支援等もスタートしたタイミングもございましたので、事業者によってはそこまでのダメージは無かったという事業者もいらっしゃったということでございます。

○議長（池田信博）

よろしいですか。（石田議員「はい」の声あり）

他に、ございませんか。

（「なし」の声を確認）

24ページ、25ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

26ページ、27ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

28ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、特別会計に行きます。

議第21号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）」について、30ページから行います。

30ページ、31ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

32ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第22号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）」について、34ページから行います。

34ページ、35ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第23号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第3号）」について、37ページから行います。

37ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

38 ページ、39 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 24 号「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」について、41 ページから行います。

41 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

42 ページ、43 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

44 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 25 号「令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」について、46 ページから行います。

46 ページ、47 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 26 号「令和 4 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、49 ページから行います。

49 ページ、50 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 27 号「令和 4 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、52 ページから行います。

52 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

53 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 28 号「令和 4 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、55 ページから行います。

55 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

56 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

最後に、議第 29 号「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、補正予算に関する説明書「資料No.4-1」の 70 ページをご覧ください。

70 ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 14時03分 ）

（ 全員協議会開会宣告 14時03分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 14時13分 ）

（ 本会議再開宣告 14時13分 ）

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第 1 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について」及び議第 20 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」から、議第 29 号「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの補正予算関係 11 件について、一括して討論に付します。

「反対討論」は、ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論」は、ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の承認第 1 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第20号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)」について、採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第20号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第21号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」から議第28号「令和4年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)」についてまでの8件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第21号から議第28号までの8件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第29号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第3号)」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第29号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日3月7日から9日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、3月10日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 14時16分)

以 下 余 白